

西荻伏見通り商店街振興組合：ホームページ管理・運用規程

(目的)

第1条 この規程は、西荻伏見通り商店街振興組合のホームページ(以下、「ホームページ」という。)の管理・運用に関し、必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 この規定で用いる用語の定義は次の通りとする。

- (1)「ホームページ」とは「<https://nishiogi-fushimidori.com/>」をトップページとするウェブサイトをいう。
- (2)「トップページ」とは、ホームページのうち当振興組合が最初に表示するウェブサイトをいう。
- (3)「リンクページ」とは、トップページからリンクされるウェブサイトをいう。

(構成)

第3条 ホームページは、トップページ及びリンクページで構成する。

(管理責任者)

第4条 ホームページの管理責任者は、理事長、総務部長とする。

(ホームページの変更)

第5条 ホームページの変更は、管理責任者の承認を得るものとする。なお、具体的な変更(追加、削除並びに外部業務委託者への連絡等)事務は、小俣喜則が管理責任者の指示の下、行うことができるものとする。

(外部へのリンク)

第6条 トップページまたは及びリンクページから外部のウェブサイトへリンクを行う場合は、管理責任者の承認を得るものとする。

(掲載内容)

第7条 管理責任者は、トップページまたは及びリンクページに掲載する内容について、「著作権法」、「個人情報保護法」等の法令に照らし、掲載の可否の判断をしなければならない。

(情報の修正、削除)

第8条 管理責任者はリンクページに開催された内容が前条の規程に照らし、掲載が不適切であると判断した場合、リンクページの管理責任者に当該掲載内容の修正または削除を指示することができる。

2. リンクページの管理責任者が前項の指示に従わない場合、管理責任者は当該掲載内容またはリンクページを削除することができる。

(所管部)

第9条 この規定は、総務部長が保管をする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、管理責任者の決済による。

附則（令和4年2月1日）

この規程は、令和4年2月1日から施行する。